

各幼稚園長 様
各小・中学校長 様

教育委員会事務局
指導室長 齊藤 光司
学務課長 佐藤 貴之

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後の対応について (通知)

各校・園におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、本日 (5 月 8 日) 付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 上の 5 類感染症に移行しました。

5 類感染症への移行に伴い、東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン (都立学校)」が廃止となることを受け、これまで中野区が新型コロナウイルス感染症対策として発出していた通知についても廃止とします。各校・園においては、下記の 1 「感染症対策の見直しの基本的な考え方」について、改めて幼児・児童・生徒、保護者及び学校関係者等に周知していただきますようお願いいたします。

また、今後の学校・園における新型コロナウイルス感染症対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、従来の感染症対策の見直しを行い、幼児・児童・生徒が充実した学校・園での生活を送ることができるよう、実情に応じた対応をお願いいたします。

記

1 感染症対策の見直しの基本的な考え方

- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・基礎疾患がある幼児・児童・生徒がいたり、様々な環境や考えの家庭があったりすることから、学校・園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにするとともに、子どもたちの意思を尊重し、マスクの着脱について自ら判断できるようにすること。
- ・幼児・児童・生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと。

2 報告・周知について

- ・幼児・児童・生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の教育委員会への報告や保護者への周知は全て不要となる。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、学級閉鎖等については、これまでどおり学校医等と相談して決定するとともに、対応について保護者に知らせること。
- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」については、これまでどおり記入すること。

3 今後の感染症対策について

(1) 平時に学校・園で行う感染症対策

- ・幼児・児童・生徒の毎朝の健康状態の把握 (口頭での報告や家庭との連携による)。
- ・適切な換気の確保 (可能な限り常時、2 方向の窓を同時に開けて行う)。
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導。
- ・幼児・児童・生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるような感染症対策に関する指導。

※感染状況が落ち着いている平時においては、上記以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

(2) 地域や学校・園で感染が流行している場合、一時的に講じることが考えられる感染症対策

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

4 学校・園における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

(1) 出席停止の期間等

- ・「発症した後五日を経過し、かつ症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該児童・生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- ・出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されない。

(2) 濃厚接触者の取扱いについて

- ・濃厚接触者の特定は行わないため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。
- ・従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行わない。(同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した幼児・児童・生徒については、出席停止の対象とする必要はない)

(3) その他の留意事項

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった幼児・児童・生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合(同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など)には、欠席とはせず、出席停止とすることも可能である。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校しないよう、幼児・児童・生徒・保護者に対する周知・呼びかけを行う。その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はない。
- ・幼児・児童・生徒や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる検査を求めない。
- ・幼児・児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した際、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ない。また、登校・登園するに当たっても、学校・園に陰性証明を提出する必要はない。

【問合せ先】教育委員会事務局
指導室

花井 内線6422
学務課学校健康推進係
芳賀 内線6231